

第706回通関協議会(本関地区)

- 1、日 時 平成29年 4月 11日 (火) 12時より
- 2、場 所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室
- 3、議題等(敬称略)

- (1) 「第50回アジア開発銀行年次総会」開催に伴う取締・検査への協力依頼について
業務部 鈴木 管理課長
- (2) 輸出入関係取扱品目分担一覧表の改正について
業務部 鈴木 管理課長
- (3) 税関発給コードの番号体系について
通関総括第2部門 中野統括審査官
- (4) 平成28年の横浜税関における知的財産侵害物品の差止状況について
小林知的財産調査官
- (5) 他法令確認書類の取扱について
通関総括第3部門 金子統括審査官
- (6) 加工再輸入減税制度マニュアルの改訂について
通関総括第3部門 金子統括審査官
- (7) 内国消費税の減免税に係るMSX業務による申告について
通関総括第3部門 金子統括審査官
- (8) 「お知らせ・ワシントン条約附属書表記の改定後におけるヒツジ関連貨物の
輸出入について」の廃止について
池田特別審査官

次回開催予定日 平成29年5月9日(火) 12:00~

開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください

公益財団法人日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758

E-mail: bra_yokohama@kanzei.or.jp

「第50回アジア開発銀行年次総会」開催に伴う取締・検査への協力依頼について

平素より税関業務に対し、深いご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、皆様もご承知のとおり、平成29年5月4日から7日（関連会合、年次総会）に、横浜港周辺のホテルを会場として「第50回アジア開発銀行（ADB）年次総会」が開催されることとなっております。

横浜税関では、テロ行為等の発生を未然に防止するため、船舶及び輸入貨物等の取締・検査を強化することとしております。

皆様におかれましては、この度の取締・検査の強化の趣旨をご理解いただくとともに、ご協力方よろしく願いいたします。

また、不審な行動をとる人物、不審貨物、その他密輸に係る情報等がございましたら、速やかに最寄りの税関、又は密輸ダイヤルにご連絡頂きますよう、重ねてご協力をお願いいたします。

記

実施期間：平成29年4月1日（土）～平成29年5月8日（月）

特に以下のような事例がございましたら是非ご連絡下さい。

- ・ 通関を異常に急いだり、頻繁に検査状況等を問い合わせる輸入者がいる。
- ・ インボイス等へ記載されているものと異なる貨物がある。
- ・ 同一貨物のなかに異なるマーク・目印を付している貨物がある。等

横浜税関ホームページ <http://www.customs.go.jp/yokohama/>

密輸情報提供ページ <https://www.customs.go.jp/quest/index.htm>

（「関税局・各税関へのご意見・ご要望の受付」画面にてご投稿下さい）

フリーダイヤル シロイ クロイ
密輸ダイヤル **0120-461-961**

メールアドレス E-mail: yokohama-mitsuyu110@customs.go.jp



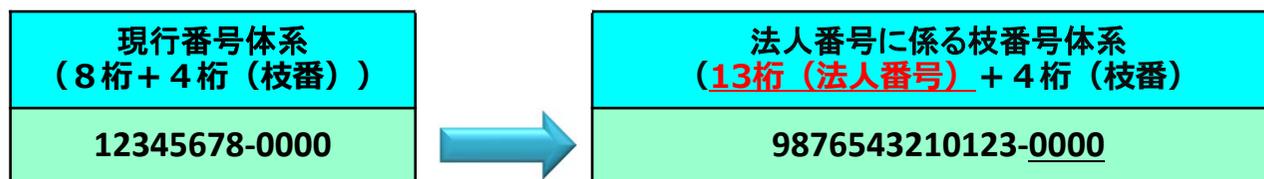
QRコード

税関発給コードの番号体系について

平成29年10月に予定されているNACCS更改に併せ、税関発給コードの番号体系が下記のとおりとなりますので、お知らせいたします。

なお、JASTPROコード(法人)及び税関発給コード(法人)に代えて、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)における「法人番号」を記載(入力)していただく予定としております。

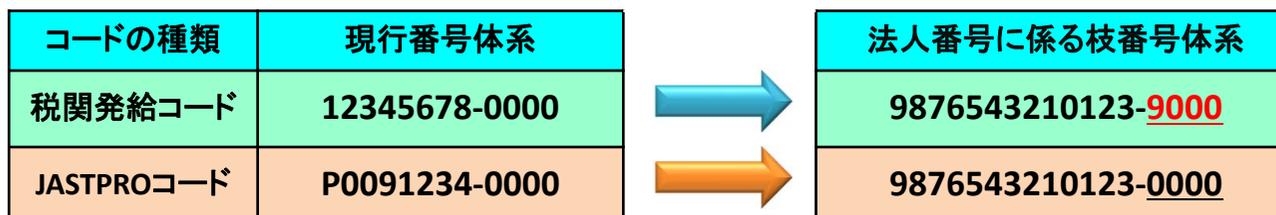
1. 法人番号に紐付けられた税関発給コード(法人)のみを保有している場合



税関発給コードに係る本店、支店等の複数のコードを利用されている場合の下4桁は、本店の場合は「0000」、支店の場合は「0001」、「0002」・・・となります。

ただし、AEO輸出入者に係る下4桁につきましては、税関から別途ご連絡させていただきます。

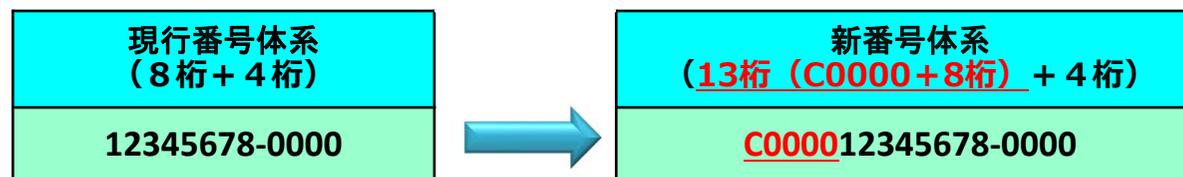
2. 法人番号に紐付けられた税関発給コード(法人)及びJASTPROコードを保有している場合



税関発給コードに係る本店、支店等の複数のコードを利用されている場合の下4桁は、本店の場合は「9000」、支店の場合は「9001」、「9002」・・・となります。

ただし、AEO輸出入者に係る下4桁につきましては、税関から別途ご連絡させていただきます。

3. 法人番号を保有していない個人等であって、税関発給コードを保有している場合



現在お持ちのコードの先頭に「C0000」を付けて申告をお願いします。

なお、NACCSを利用して輸出入申告を行う際、税関発給コードを入力(8桁又は12桁)した場合は、税関発給コードの先頭に「C0000」が付き、17桁の番号体系で画面に出力されます。

また、法人番号を保有していない個人等に対する、新規発給の際には、新番号体系により行います。

(注)個人に係る税関発給コードは、現在と同様に公表しません。

4. 税関発給コード（海外仕出人・仕向人コード）を保有している場合

現行のコード体系に変更はありません。

次期NACCSを利用して輸出入申告を行う際、これまでと同様に入力して下さい。

現行番号体系
12345678-0000

お問合せ窓口

税関発給コードに関するお問合せ・ご相談は、以下の連絡先までお願いいたします。

なお、電子メールでの問合せ等は受付けておりませんのでご留意下さい。

【担当部署】 東京税関 調査部 税関発給コード担当

【電話番号】 03-6204-0205 (受付時間 9:00~12:00 及び 13:00~17:00 土日・休日を除く)

輸入差止件数が3年連続で4千件超え！

～平成28年の横浜税関における知的財産侵害物品の差止状況～

平成28年の横浜税関における偽ブランド品などの知的財産侵害物品の差止状況をまとめましたのでお知らせします。

1. 輸入差止件数が3年連続で4,000件を超え、引き続き高水準

- ・ 輸入差止件数は4,720件で、前年と比べて11.9%減少したものの、3年連続で輸入差止件数が4,000件を超えました。

2. 中国からの知的財産侵害物品の輸入差止件数が全体の約9割

- ・ 仕出国（地域）別の輸入差止件数では、中国が全体の88.5%（4,179件）を占めました。

3. 偽ブランド品などの商標権侵害物品が引き続き最多 5年ぶりに特許権侵害物品の輸入を差止め

- ・ 知的財産別では、件数・点数とも偽ブランド品などの商標権侵害物品が最多ですが、プリンター用トナー原料などの特許権侵害物品の輸入が5年ぶりに差止められました。

4. 携帯電話及び付属品の輸入差止件数が大幅増加 自動車及び付属品、CD、DVD類、時計類の輸入差止点数が大幅増加

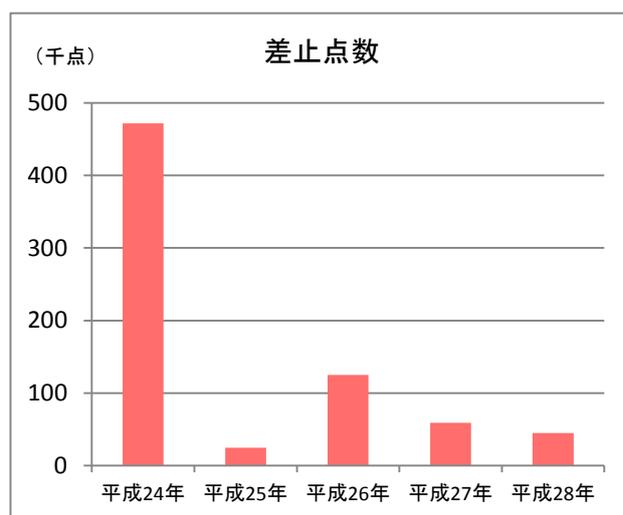
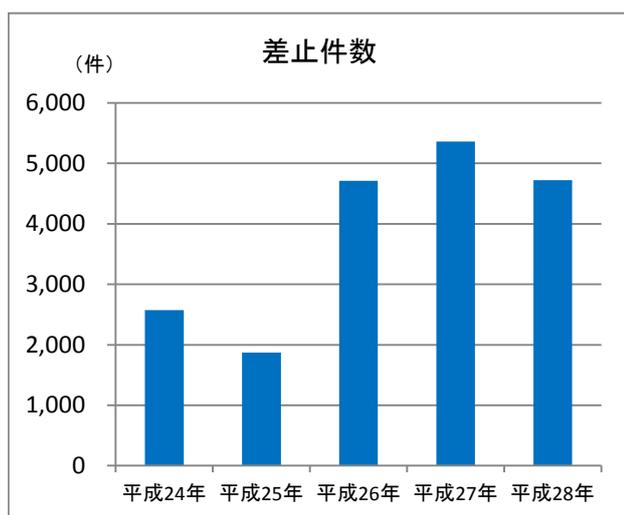
- ・ 品目別に見ると、スマートフォンケースなどの携帯電話及び付属品の輸入差止件数が前年に比べて約2.9倍（2,005件）となり、大幅に増加しました。
- ・ 輸入差止点数では、使用することにより安全を脅かす危険性のある自動車用ブレーキキャリパーカバーなどの自動車及び付属品が前年に比べて約8.8倍（1,431点）、録音済みCDなどのCD、DVD類が約4.7倍（1,172点）、腕時計などの時計類が約3.8倍（2,949点）となり、大幅に増加しました。

平成28年の横浜税関における知的財産侵害物品の差止状況（詳細）

- ◆ 輸入差止件数は4,720件（前年比11.9%減）で、3年連続で4,000件を超え、過去最多であった前年（平成27年）に次いで高水準でした。
- ◆ 輸入差止点数は44,897点（前年比23.9%減）となっています。
- ◆ 1日平均で13件、123点の知的財産侵害物品の輸入を差し止めていることになります。

- (注1) 「輸入差止件数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品が含まれていた輸入申告又は郵便物の数です。
「輸入差止点数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品の数です。
(例) 1件の輸入申告又は郵便物に20点の知的財産侵害物品が含まれていた場合、「1件、20点」として計上しています。
- (注2) 改正行政不服審査法が平成28年4月1日に施行され、知的財産侵害物品であるとの認定に対し、輸入者等が不服申立てをできる期間が2か月から3か月に延長されたことに伴い、差止件数及び差止点数として計上する時期もその分後ずれしています。

知的財産侵害物品の輸入差止実績の推移



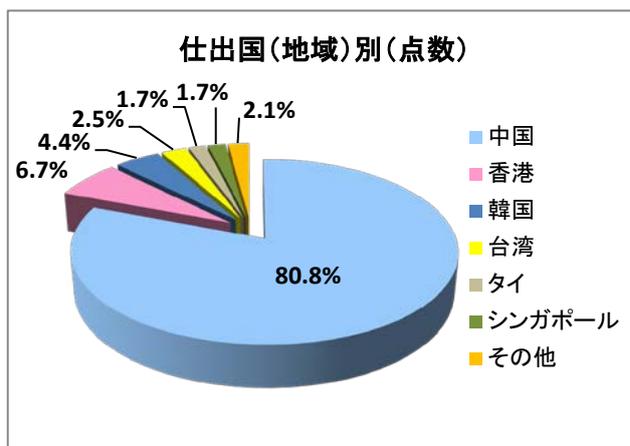
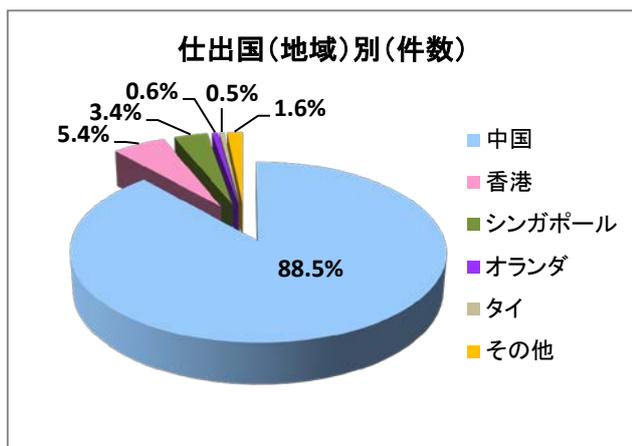
<参考：全国実績との比較>

		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	前年比
横浜実績	件数	2,575	1,870	4,710	5,360	4,720	88.1%
	点数	471,682	24,849	124,916	59,024	44,897	76.1%
全国実績	件数	26,607	28,135	32,060	29,274	26,034	88.9%
	点数	1,117,592	628,187	895,792	689,621	622,665	90.3%

○仕出国（地域）別輸入差止実績

- ◆ 輸入差止件数は、中国を仕出しとするものが4,179件（構成比88.5%）、次いで香港が254件（同5.4%）、シンガポールが161件（同3.4%）と続いています。
- ◆ 輸入差止点数は、中国を仕出しとするものが36,292点（構成比80.8%）、次いで香港が2,997点（同6.7%）、韓国が1,997点（同4.4%）となっています。
- ◆ 中国については、全国実績でも知的財産侵害物品の仕出国として一極化への進展が窺われるところ、横浜税関においても同様に中国が最も多い状況となっています。

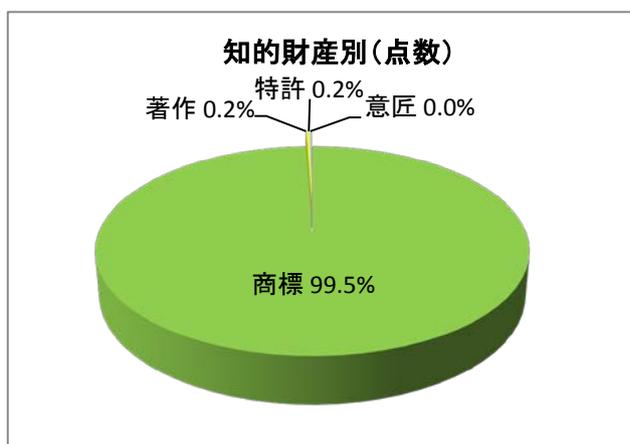
仕出国（地域）別輸入差止実績構成比



○知的財産別輸入差止実績

- ◆ 輸入差止件数は、偽ブランド品などの商標権侵害物品が4,710件（構成比99.7%）、次いで偽キャラクターグッズなどの著作権侵害物品が11件（同0.2%）となっています。
- ◆ 輸入差止点数についても、商標権侵害物品が44,659点（構成比99.5%）、著作権侵害物品が111点（同0.2%）となっており、件数・点数ともに偽ブランド品などの商標権侵害物品が大半を占めています。また、プリンター用トナー原料などの特許権侵害物品の輸入が5年ぶりに差し止められています。

知的財産別輸入差止実績構成比

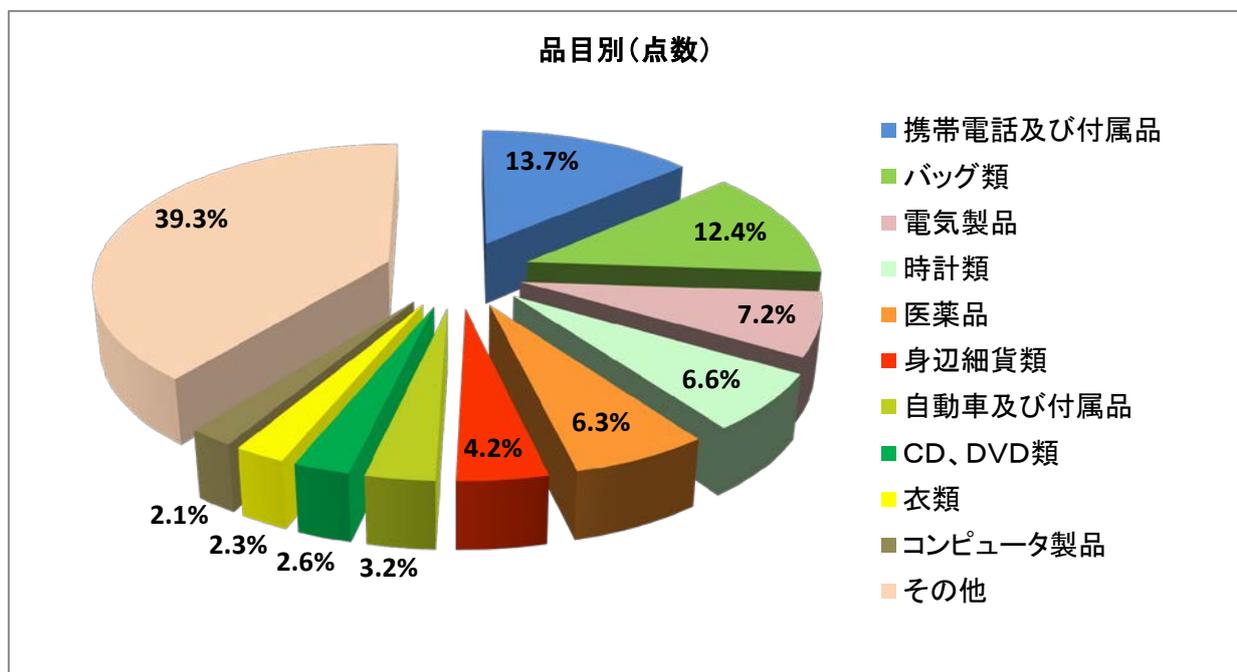
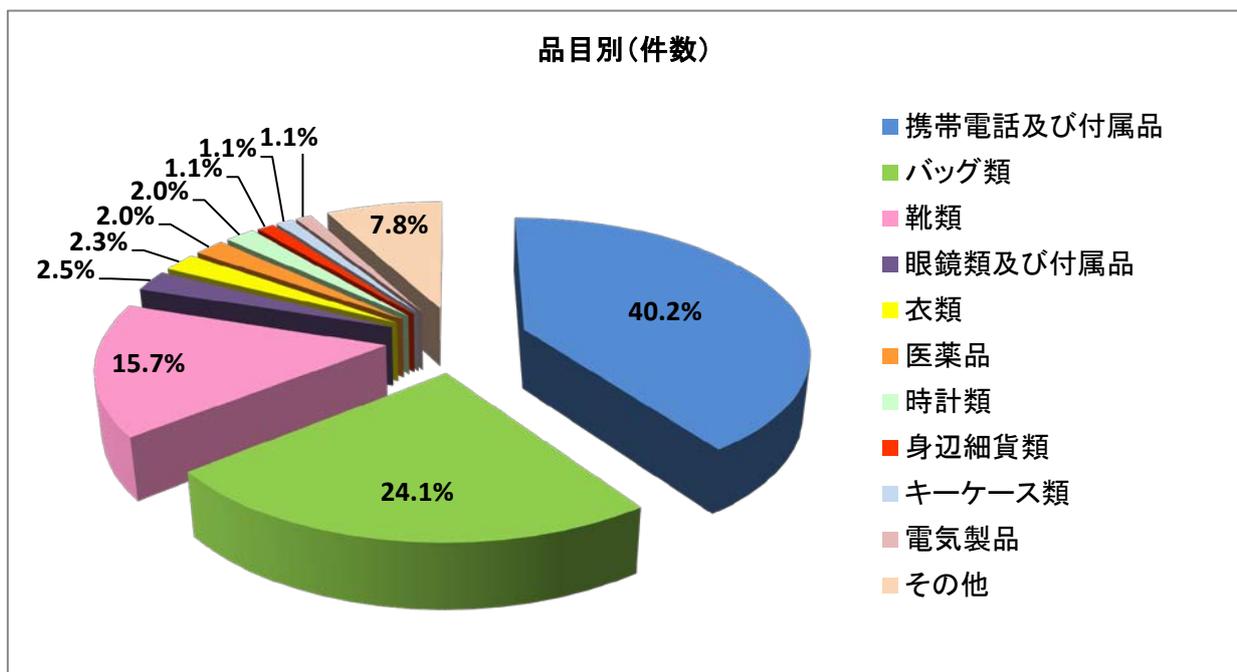


(注) 1事案で複数の知的財産侵害に当たる場合、それぞれの知的財産に件数計上されるため、知的財産ごとの合計件数は差止件数の合計件数と一致しません。点数についてはP7表中上位の知的財産にのみ計上されます。

○品目別輸入差止実績

- ◆ 輸入差止件数は、携帯電話及び付属品が2,005件（構成比40.2%）と最も多く、次いでバッグ類が1,201件（同24.1%）、靴類が782件（同15.7%）となっています。
- ◆ 輸入差止点数は、携帯電話及び付属品が6,154点（構成比13.7%）、次いでバッグ類が5,577点（同12.4%）、電気製品が3,249点（同7.2%）となっています。
- ◆ 前年と比べて、携帯電話及び付属品（前年比約2.9倍）の輸入差止件数が大幅に増加したほか、時計類（2,949点、同約3.8倍）、自動車及び付属品（1,431点、同約8.8倍）及びCD、DVD類（1,172点、同約4.7倍）などの輸入差止点数が大幅に増加しています。

品目別輸入差止実績構成比



横浜税関で輸入を差止めた侵害品の例

輸入差止めが多い物品

スマートフォンケース (商標権)	財布 (商標権)	靴 (商標権)
		

輸入差止めが増加した物品

腕時計 (商標権)	オイルフィルター (商標権)	録音済みCD (商標権)
		

健康や安全を脅かす危険性のある物品

口紅 (商標権)	自動車用ブレーキキャリパーカバー (商標権)	バッテリー (商標権)
		

計表 知的財産侵害物品に係る差止実績

1. 仕出国(地域)別輸入差止実績(件数)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	前年比	構成比
中国	2,518	1,559	3,926	4,668	4,179	89.5%	88.5%
香港	7	48	605	481	254	52.8%	5.4%
シンガポール	0	141	64	28	161	575.0%	3.4%
オランダ	0	0	0	8	28	350.0%	0.6%
タイ	21	38	20	33	23	69.7%	0.5%
その他	29	84	95	142	75	52.8%	1.6%
合計	2,575	1,870	4,710	5,360	4,720	88.1%	100.0%

(注)本表は仕出国(地域)ベースであり、原産国(地域)を示すものではありません。

2. 仕出国(地域)別輸入差止実績(点数)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	前年比	構成比
中国	451,620	21,434	65,783	45,786	36,292	79.3%	80.8%
香港	567	861	4,317	6,785	2,997	44.2%	6.7%
韓国	1,031	252	2,011	4,593	1,997	43.5%	4.4%
台湾	14	4	8	13	1,122	8630.8%	2.5%
タイ	17,758	600	701	304	772	253.9%	1.7%
シンガポール	0	328	1,134	78	772	989.7%	1.7%
その他	692	1,370	50,962	1,465	945	64.5%	2.1%
合計	471,682	24,849	124,916	59,024	44,897	76.1%	100.0%

(注1)本表は仕出国(地域)ベースであり、原産国(地域)を示すものではありません。

(注2)各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

3. 知的財産別輸入差止実績

上段:件数

下段:点数

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	前年比	構成比
特許権	0	0	0	0	2	全増	0.0%
	0	0	0	0	110	全増	0.2%
意匠権	1	1	12	1	1	100.0%	0.0%
	125	8	647	47	17	36.2%	0.0%
商標権	2,537	1,832	4,611	5,358	4,710	87.9%	99.7%
	440,463	21,923	123,484	58,976	44,659	75.7%	99.5%
著作権	52	137	318	17	11	64.7%	0.2%
	31,094	2,897	687	0	111	全増	0.2%
著作隣接権	0	0	0	0	0	—	—
	0	0	0	0	0	—	—
育成者権	0	0	0	0	0	—	—
	0	0	0	0	0	—	—
不正競争防止法	1	14	79	1	0	全減	—
	0	21	98	1	0	全減	—
合計	2,575	1,870	4,710	5,360	4,720	88.1%	100.0%
	471,682	24,849	124,916	59,024	44,897	76.1%	100.0%

(注1)1事案で複数の知的財産侵害に当たる場合、件数についてはそれぞれの知的財産に、点数については表中上位の知的財産のみに計上しています。従って、知的財産ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。なお、構成比は権利ごとの数の合計(のべ数)をもとに算出しています。

(注2)各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

(注3)各権利で保護されているものは、例えば以下のものです。

特許権:特許法に基づき特許登録された「発明」

意匠権:意匠法に基づき意匠登録された物品の形状、模様等の「デザイン」

商標権:商標法に基づき商標登録された文字、図形等の「ロゴマークやブランド名」

著作権:創作されたキャラクターや音楽CD等の「著作物」(著作隣接権と共に著作権法で保護)

著作隣接権:レコード会社により製作された「音楽CD(日本での販売が禁止されている海外版音楽CDを取締り)」

育成者権:種苗法に基づき品種登録された「植物の新品種」

不正競争防止法で輸入が規制されているものは、例えば以下のものです。

- ・広く認識されている他人の「商品等表示」との混同を生じさせるもの
- ・著名な他人の「商品等表示」を使用するもの
- ・他人の商品の形態を模倣するもの
- ・「営業秘密」として管理されている秘密情報の不正使用により生じたもの
- ・技術的に制限されているプログラムの実行を可能とする装置

(例:ゲーム機器において本来は使用することができない海賊版ソフトを使用できるようにする装置)

税関では、各権利を侵害するもの及び不正競争防止法で規制されているものを輸入してはならない貨物として、取締りを行っています。

4. 品目別輸入差止実績(件数)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	前年比	構成比
携帯電話及び付属品	66	140	681	693	2,005	289.3%	40.2%
バッグ類	645	547	2,035	2,514	1,201	47.8%	24.1%
靴類	912	184	712	1,032	782	75.8%	15.7%
眼鏡類及び付属品	37	307	354	246	124	50.4%	2.5%
衣類	699	394	265	225	113	50.2%	2.3%
医薬品	7	5	10	87	102	117.2%	2.0%
時計類	35	46	110	231	100	43.3%	2.0%
身辺細貨類	29	27	69	162	57	35.2%	1.1%
キーケース類	46	34	91	132	56	42.4%	1.1%
電気製品	31	147	17	58	55	94.8%	1.1%
その他	297	234	743	423	390	92.2%	7.8%
合計	2,575	1,870	4,710	5,360	4,720	88.1%	100.0%

(注1)1事案で複数の品目を含んだものがある場合、それぞれに計上するため品目ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。なお、構成比は品目ごとの件数の合計(のべ件数)をもとに算出しています。

(注2)各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

5. 品目別輸入差止実績(点数)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	前年比	構成比
携帯電話及び付属品	1,101	5,086	10,381	6,228	6,154	98.8%	13.7%
バッグ類	25,614	2,035	5,116	8,640	5,577	64.5%	12.4%
電気製品	198	466	175	15,915	3,249	20.4%	7.2%
時計類	144	142	353	786	2,949	375.2%	6.6%
医薬品	331,414	155	403	2,780	2,849	102.5%	6.3%
身辺細貨類	750	1,975	2,787	5,540	1,884	34.0%	4.2%
自動車及び付属品	18	21	19	162	1,431	883.3%	3.2%
CD、DVD類	528	789	3,677	247	1,172	474.5%	2.6%
衣類	7,582	7,349	4,532	2,732	1,055	38.6%	2.3%
コンピュータ製品	155	777	2,928	696	947	136.1%	2.1%
その他	104,178	6,054	94,545	15,298	17,630	115.2%	39.3%
合計	471,682	24,849	124,916	59,024	44,897	76.1%	100.0%

(注)各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

6. 輸送形態別輸入差止実績

上段:件数

下段:点数

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	前年比	構成比
一般貨物	24	11	13	13	23	176.9%	0.5%
	442,306	3,875	52,785	14,983	8,571	57.2%	19.1%
郵便物	2,551	1,859	4,697	5,347	4,697	87.8%	99.5%
	29,376	20,974	72,131	44,041	36,326	82.5%	80.9%
合計	2,575	1,870	4,710	5,360	4,720	88.1%	100.0%
	471,682	24,849	124,916	59,024	44,897	76.1%	100.0%

7. 仕向国(地域)別輸出差止実績

上段:件数

下段:点数

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	前年比
韓国	2	0	0	1	2	200.0%
	61	0	0	240	301	125.4%

8. 知的財産別輸出差止実績

上段:件数

下段:点数

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	前年比
商標権	2	0	0	1	2	200.0%
	61	0	0	240	301	125.4%

(注)商標権で保護されているものは、例えば以下のものです。

例:商標法に基づき商標登録された文字、図形等の「ロゴマークやブランド名」

税関では、各権利を侵害するものを輸出してはならない貨物として、取締りを行っています。

9. 品目別輸出差止実績(件数)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	前年比
運動用具	0	0	0	1	2	200.0%
バッグ類	2	0	0	0	0	—
キーケース類	1	0	0	0	0	—
合計	2	0	0	1	2	200.0%

(注)1事案で複数の品目を含んだものがある場合、それぞれに計上するため品目ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。

10. 品目別輸出差止実績(点数)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	前年比
運動用具	0	0	0	240	301	125.4%
バッグ類	60	0	0	0	0	—
キーケース類	1	0	0	0	0	—
合計	61	0	0	240	301	125.4%

横浜税関で輸出を差止めた侵害品の例



《 資料に関する問い合わせ先 》

横浜税関 業務部 知的財産調査官
 〒 231-8401 横浜市中区新港1-6-2(横浜第1港湾合同庁舎1階)
 TEL 045-212-6116(直通)
 横浜税関ホームページ <http://www.customs.go.jp/yokohama/>
 税関ホームページ <http://www.customs.go.jp>

※本資料を他に転載する場合には、横浜税関の資料による旨を必ず注記してください。

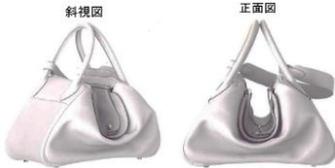
税関への輸入差止申立て(新規・追加)一覧 (H29年2月～H29年3月受理分)

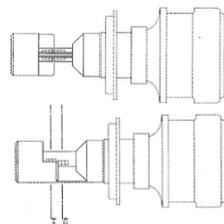
【2月】

【横浜税関業務部】

権利	品名	知的財産の内容 (又は変更内容)	登録商標、意匠等	申立人
商標	自動車用レーシングシートベルト	「SABELT」に係る商標	SABELT	サベルト ソシエタ ベルアチオニ
商標	姿勢矯正機能付きいす	「Style」に係る商標	Style	株式会社MTG
商標	バスマット	「soil」に係る商標	soil	株式会社イスルギ
意匠	包装用容器	「包装用容器」に係る意匠		シーピー化成株式会社
意匠	美容マッサージ器	「美容マッサージ器」に係る意匠		株式会社ARTISTIC&CO.
意匠	皮膚刺激器	「皮膚刺激器」に係る意匠		株式会社ARTISTIC&CO.
意匠	イヤホン	「イヤホン」に係る意匠		アップル インコーポレイテッド

【3月】

権利	品名	知的財産の内容 (又は変更内容)	登録商標、意匠等	申立人
商標	自動車用サンシェード	「レーザーシェード」に係る商標	レーザーシェード(標準文字)	水谷 太郎
意匠	ハンドバッグ	「ハンドバッグ」に係る意匠		エルメス セリエ

権利	品名	知的財産の内容 (又は変更内容)	登録商標、意匠等	申立人
意匠	自動二輪車用タイヤ	「自動二輪車用タイヤ」に係る意匠	<p>正面図 左側面図</p> 	住友ゴム工業株式会社
特許	すりつぶし機能を備えた調理用切断具	「すりつぶし機能を備えた調理用切断具」に係る特許	(イメージなし)	有限会社モーメント
著作	フィギュア(玩具)	美術の著作物「宮園かをり フィギュア<<ドレスVer.>>1/8スケール」に係る著作		株式会社アニプレックス
商標	化粧品	「資生堂」に係る商標	<p>アネッサ ANESSA</p>  <p>資生堂</p>	株式会社 資生堂
意匠	自動車用ヘッドランプバルブ	「発光ダイオード電球」に係る意匠	<p>平面図</p>  <p>正面図</p> <p>※登録意匠は、実線で表された発光ダイオード電球(自動車用ヘッドランプバルブ)の発光部分の部分意匠です。</p>	IPF株式会社
商標	化粧品	「CANMAKE」に係る商標	CANMAKE	株式会社 井田ラボラトリーズ
商標	携帯電話機用ACアダプタ	「HOSIDEN」に係る商標		ホシデン株式会社
商標	携帯電話機用カバー	「カナヘイ」に係る商標	カナヘイ(標準文字)	赤松隆義



税関への差止申立て情報は税関HPに掲載しています
 税関HP掲載アドレス: www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/

FAKE ZERO PROJECT

China Customs Japan Customs Korea Customs

関税法第70条の規定に基づく他法令確認書類の取扱いについて

1. 写しにより他法令確認が可能となった法令

法 令	輸出	輸入
輸出入取引法	○	-
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	○	○
アルコール事業法	-	○
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	-	○

2. 他法令確認書類が追加となった法令

法 令	輸出	輸入
家畜伝染病予防法	○ (注1)	-
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	-	○ (注2)

注1:
「動物検疫検査合格通知書の写し」を追加。

注2:
「製造販売の届出を行った動物用体外診断用医薬品を輸入する場合、(ア)動物用体外診断用医薬品製造販売業許可証又はその写し、(イ)農林水産省動物医薬品検査所の確認済印が押印された動物用体外診断用医薬品製造販売届出書又はその写し」を追加。

(参考)

○関税法基本通達等の一部改正について(平成29年3月31日付 財関第442号)

○平成29年4月1日から実施

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
(他法令による許可、承認等の確認) 70-1-1 輸出貨物についての法第70条第1項及び第2項の規定の適用については、次による。 ~③ (省略) ④ 別表第1及び別表第2の第3欄に「 <u>写し</u> 」と規定され、写しによる証明又は確認が可能な場合であっても、税関の審査の際に、原本により確認する必要があると判断した場合は、原本の提示を求めるものとする。			(他法令による許可、承認等の確認) 70-1-1 輸出貨物についての法第70条第1項及び第2項の規定の適用については、次による。 ~③ (同左) ④ 別表第1及び別表第2の第3欄に「 <u>その写し</u> 」と規定され、写しによる証明又は確認が可能な場合であっても、税関の審査の際に、原本により確認する必要があると判断した場合は、原本の提示を求めるものとする。		
別表第1			別表第1		
法令名	輸出の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等	法令名	輸出の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
イ. (省略)	(省略)	(省略)	イ. (同左)	(同左)	(同左)
ロ. 輸出の制限、禁止関係 (イ)輸出入取引法(昭和27年法律第299号)	第28条第1項及び第2項((輸出に関する命令))	第28条第2項の規定により経済産業大臣が発行した輸出入取引承認書 <u>若しくはその写し</u> 又は同法第28条第5項((輸出組合への事務委任))の規定によ	ロ. 輸出の制限、禁止関係 (イ)輸出入取引法(昭和27年法律第299号)	第28条第1項及び第2項((輸出に関する命令))	第28条第2項の規定により経済産業大臣が発行した輸出入取引承認書又は同法第28条第5項((輸出組合への事務委任))の規定により経済産業大臣か

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
(ロ)及び(ハ) (省略)	(省略)	<p>り経済産業大臣から事務委任を受けた輸出組合の代表者が発行した輸出取引承認書<u>若しくはその写し</u></p> <p>(注) 輸出申告に係る貨物が輸出入取引法に規定する承認を必要とする貨物に該当するが否かについて疑義<u>が生じた</u>ときは、「輸出取引承認事務取扱要領(昭和43年6月1日43貿局第434号輸出取引注意事項43第33号)」の規定による「輸出入取引法に基づく省令別表第1の品目に該当しない旨の証明書」<u>又はその写し</u>の提出を行わせるものとする。</p>	(ロ)及び(ハ) (同左)	(同左)	<p>ら事務委任を受けた輸出組合の代表者が発行した輸出取引承認書</p> <p>(注) 輸出申告に係る貨物が輸出入取引法に規定する承認を必要とする貨物に該当するが否かについて疑義<u>を生じた</u>ときは、「輸出取引承認事務取扱要領(昭和43年6月1日43貿局第434号輸出取引注意事項43第33号)」の規定による「輸出入取引法に基づく省令別表第1の品目に該当しない旨の証明書」の提出を行わせるものとする。</p>
(ニ)鳥獣の保護	第25条第3項((鳥	第25条第3項の規定により環	(ニ)鳥獣の保護	第25条第3項((鳥	第25条第3項の規定により環

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)	獣等の輸出の規制))	境大臣が交付する適法捕獲等証明書 <u>又はその写し</u>	及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)	獣等の輸出の規制))	境大臣が交付する適法捕獲等証明書
(ホ)～(チ) (省略)	(省略)	(省略)	(ホ)～(チ) (同左)	(同左)	(同左)
ハ. 検疫関係 (イ)及び(ロ) (省略)	(省略)	(省略)	ハ. 検疫関係 (イ)及び(ロ) (同左)	(同左)	(同左)
(ハ)家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)	第45条((輸出検査))	第45条第1項の規定により家畜防疫官が発行した輸出検疫証明書 <u>若しくはその写し</u> <u>又は動物検疫検査合格通知書の写し</u>	(ハ)家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)	第45条((輸出検査))	第45条第1項の規定により家畜防疫官が発行した輸出検疫証明書 <u>又はその写し</u>
別表第2 (省略)			別表第2 (同左)		

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
第3節 一般輸入通関					
(他法令による許可、承認等の確認)			(他法令による許可、承認等の確認)		
70-3-1 輸入貨物についての法第70条第1項又は第2項の規定の適用については、次による。			70-3-1 輸入貨物についての法第70条第1項又は第2項の規定の適用については、次による。		
(1)~(3) (省略)			(1)~(3) (同左)		
(4) 別表第1及び別表第2の第3欄に「 <u>写し</u> 」と規定され、写しによる証明又は確認が可能な場合であっても、税関の審査の際に、原本により確認する必要があると判断した場合は、原本の提示を求めるものとする。			(4) 別表第1及び別表第2の第3欄に「 <u>その写し</u> 」と規定され、写しによる証明又は確認が可能な場合であっても、税関の審査の際に、原本により確認する必要があると判断した場合は、原本の提示を求めるものとする。		
別表第1			別表第1		
法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等	法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
イ. (省略)	(省略)	(省略)	イ. (同左)	(同左)	(同左)
ロ. 輸入制限、禁止関係 (イ)鳥獣の保護	第26条((鳥獣等の輸入の規制))	第26条の規定により輸出国の政府機関が発行する「適法捕獲(採取)証明書」 <u>若しくはその</u>	ロ. 輸入制限、禁止関係 (イ)鳥獣の保護	第26条((鳥獣等の輸入の規制))	第26条の規定により輸出国の政府機関が発行する「適法捕獲(採取)証明書」又は「輸出許

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)		<u>写し</u> 又は「輸出許可証明書」 <u>若しくはその写し</u> （ただし、証明書を発給する政府機関を有しない国（注）から輸入する場合には証明書は不要である。） （注）輸出証明書を発給する政府機関を有しない国については、別に連絡する。	及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)		可証明書」（ただし、証明書を発給する政府機関を有しない国（注）から輸入する場合には証明書は不要である。） （注）輸出証明書を発給する政府機関を有しない国については、別に連絡する。
(ロ)～(チ) (省略)	(省略)	(省略)	(ロ)～(チ) (同左)	(同左)	(同左)
(リ)医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和35年法律第145号)	第12条《製造販売業の許可》 第13条《製造業の許可》 第14条《医薬品、医薬部外品及び化粧品	(1) 医薬品医療機器等法に基づく許可等を受けた者が輸入する場合 ア.～エ. (省略) オ. 第23条の2第1項の許可を受けた者が第23条の2の5第1項の規定に基づき製	(リ)医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和35年法律第145号)	第12条《製造販売業の許可》 第13条《製造業の許可》 第14条《医薬品、医薬部外品及び化粧品	(1) 医薬品医療機器等法に基づく許可等を受けた者が輸入する場合 ア.～エ. (省略) オ. 第23条の2第1項の許可を受けた者が第23条の2の5第1項の規定に基づき製

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
販売業の許可》 第23条の2の3《製造業の登録》 第23条の2の5《医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売の承認》 第23条の2の12《製造販売の届出》 第23条の20《製造販売業の許可》 第23条の22《製造業の許可》 第23条の25《再生医療等製品の製造販売の承認》	造販売の承認を受けた <u>動物用</u> 体外診断用医薬品を輸入する場合 (ア) 及び (イ) (省略) <u>カ. 第23条の2第1項の許可を受けた者が第23条の2の12第1項の規定に基づき製造販売の届出を行った動物用体外診断用医薬品を輸入する場合</u> <u>(ア) 動物用体外診断用医薬品製造販売業許可証又はその写し</u> <u>(イ) 農林水産省動物医薬品検査所の確認済印が押印された動物用体外診断用医薬品製造販売届出書又はその写し</u> <u>キ. 第23条の20第1項の許可を受けた者が第23条の25の</u>		販売業の許可》 第23条の2の3《製造業の登録》 第23条の2の5《医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売の承認》 第23条の2の12《製造販売の届出》 第23条の20《製造販売業の許可》 第23条の22《製造業の許可》 第23条の25《再生医療等製品の製造販売の承認》	造販売の承認を受けた体外診断用医薬品を輸入する場合 (ア) 及び (イ) (同左)	<u>カ. 第23条の20第1項の許可を受けた者が第23条の25の</u>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
			<p>規定に基づき製造販売の承認を受けた動物用再生医療等製品を輸入する場合</p> <p>(ア) 及び (イ)</p> <p>(省略)</p> <p><u>ク</u>. 第13条第1項の許可を受けた者が原薬たる医薬品を輸入する場合動物用医薬品製造業許可証又はその写し</p> <p><u>ケ</u>. 第23条の2の3第1項の登録を受けた者が動物用体外診断薬の原薬たる医薬品を輸入する場合</p> <p>動物用体外診断用医薬品製造業登録証又はその写し</p> <p><u>コ</u>. 第23条の22第1項の許可を受けた者が原料又は材料となる動物用再生医療等製品を輸入する場合</p> <p>動物用再生医療等製品製</p>				<p>規定に基づき製造販売の承認を受けた動物用再生医療等製品を輸入する場合</p> <p>(ア) 及び (イ)</p> <p>(同左)</p> <p><u>キ</u>. 第13条第1項の許可を受けた者が原薬たる医薬品を輸入する場合動物用医薬品製造業許可証又はその写し</p> <p><u>ク</u>. 第23条の2の3第1項の登録を受けた者が動物用体外診断薬の原薬たる医薬品を輸入する場合</p> <p>動物用体外診断用医薬品製造業登録証又はその写し</p> <p><u>ケ</u>. 第23条の22第1項の許可を受けた者が原料又は材料となる動物用再生医療等製品を輸入する場合</p> <p>動物用再生医療等製品製</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
(ヌ)～(レ) (省略)	(省略)	造業許可証又はその写し (2) (省略) (省略)	(ヌ)～(レ) (同左)	(同左)	造業許可証又はその写し (2) (同左) (同左)
(ウ)アルコール 事業法 (平成12年法律 第36号)	第16条((輸入の許 可)) 第17条((輸入者の 限定))	(1) (省略) (2) 第17条ただし書の規定に より経済産業大臣の承認を 受けた者がアルコールを輸 入しようとする場合には、経 済産業大臣が交付する「アル コール試験研究輸入承認書」 <u>又はその写し</u> 及び「アルコー ル試験研究輸入承認申請書」 <u>又はその写し</u>	(ウ)アルコール 事業法 (平成12年法律 第36号)	第16条((輸入の許 可)) 第17条((輸入者の 限定))	(1) (同左) (2) 第17条ただし書の規定に より経済産業大臣の承認を 受けた者がアルコールを輸 入しようとする場合には、経 済産業大臣が交付する「アル コール試験研究輸入承認書」 及び「アルコール試験研究輸 入承認申請書」
(ツ)～(ナ) (省略)	(省略)	(省略)	(ツ)～(ナ) (同左)	(同左)	(同左)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
<p>(7) 感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）</p>	<p>第56条の4（（一種病原体等の輸入の禁止）） 第56条の12（（二種病原体等の輸入の許可））</p>	<p>(1) 特定一種病原体等を輸入しようとする場合には、第56条の4ただし書きの規定により厚生労働大臣が交付する「特定一種病原体等輸入指定証」<u>又はその写し</u></p> <p>(2) 二種病原体等を輸入しようとする場合には、第56条の14において準用する第56条の10の規定により厚生労働大臣が交付する「二種病原体等輸入許可証」（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）別記様式第11に定める様式のもの）<u>又はその写し</u></p>	<p>(7) 感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）</p>	<p>第56条の4（（一種病原体等の輸入の禁止）） 第56条の12（（二種病原体等の輸入の許可））</p>	<p>(1) 特定一種病原体等を輸入しようとする場合には、第56条の4ただし書きの規定により厚生労働大臣が交付する「特定一種病原体等輸入指定書」</p> <p>(2) 二種病原体等を輸入しようとする場合には、第56条の14において準用する第56条の10の規定により厚生労働大臣が交付する「二種病原体等輸入許可証」（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）別記様式第11に定める様式のもの）</p>
(A) (省略)	(省略)	(省略)	(A) (同左)	(同左)	(同左)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
別表第2			別表第2		
法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等	法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
イ. ～ニ. (省略)	(省略)	(省略)	イ. ～ニ. (同左)	(同左)	(同左)
ホ. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）	第54条（（輸入禁止）） 第56条の2（輸入届出）	(1) 輸入物品が、第54条に規定する「指定動物」である場合には、感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則（平成11年農林水産省令第83号）第10条第1項（（輸入検疫証明書の交付））の規定により家畜防疫官が交付する「輸入検疫証明書」（同規則別記様式第3号に定めるもの） <u>又はその写し</u> (2) 輸入物品が、第56条の2に規定する「届出動物等」である場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療	ホ. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）	第54条（（輸入禁止）） 第56条の2（輸入届出）	(1) 輸入物品が、第54条に規定する「指定動物」である場合には、感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則（平成11年農林水産省令第83号）第10条第1項（（輸入検疫証明書の交付））の規定により家畜防疫官が交付する「輸入検疫証明書」（同規則別記様式第3号に定めるもの） (2) 輸入物品が、第56条の2に規定する「届出動物等」である場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
へ. 及びト. (省略)	(省略)	に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）第29条第6項（（輸入届出）の規定により検疫所の長が交付する「届出受理証」（同規則別記様式第3に定めるもの） <u>又はその写し</u>	へ. 及びト. (同左)	(同左)	関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）第29条第6項（（輸入届出）の規定により検疫所の長が交付する「届出受理証」（同規則別記様式第3に定めるもの）

加工再輸入減税マニュアル改訂のポイント(2017年4月)

※各項目の“→”で、マニュアルの改訂箇所を記載。

1. 平成29年度関税改正関係

カーシートレザーを暫8対象から除外することに伴う改訂

平成29年度関税改正によりカーシートレザーが暫8の対象製品から除外されたことに伴い、カーシートレザーの項目を削除した。

→I《加工再輸入減税制度の概要》2.(p6)

2. 手続の簡素化関係

(1) 生地見本の提出省略

加工・組立輸出貨物確認申告書に同一性の確認に必要な事項(生地の規格等)が記載されている場合には、(再輸入確認のための措置として輸出申告の際に提出を求めている)生地見本の提出を省略可能とする取扱いに変更した。また、関係書類をMSX業務により提出する場合の手続を明記した。

→II《輸出通関手続関係》1.～6.(p11、p13、p15～p18)

→III《輸入通関手続関係》1.(p19)、6.(p28)、7.(p32)、8.(p34～p35)及び11.(p36)

→V《Q&A》NO.21及びNO.22(p125～p127)

(2) 裏落し業務の簡素化

暫8を適用せずに輸入した際には、附属書の裏落し業務を不要とし、次回暫8を適用して輸入する際に、暫8を適用しなかった分の輸入申告書類を提出させ裏落しを行う取扱いに変更

→III《輸入通関手続関係》13.(p36～p37)

→V《Q&A》NO.35(p131)、NO.44(p134)及びNO.47(p135)

3. その他

減税対象となる原材料の輸出申告価格の確認申告書への記載方法の変更(契約通貨→円貨)

→II《輸出通関手続関係》3.(p14)

→V《Q&A》NO.54(p138)

(以上)



税関

Japan Customs

文字サイズ

+ 大きく

元に戻す

- 小さく

サイト内検索

検索

ホーム

海外旅行の手続き

輸出入の手続き

水際での取締り

貿易統計

カスタムスアンサー



全国の税関

函館

東京

横浜

名古屋

大阪

神戸

門司

長崎

沖縄

現在位置: [ホーム](#) > [新着情報～お知らせ～](#) > 通関関係書類の電子化・ペーパーレス化への取組みについて（最終更新 平成29年3月31日）

いいね! 12

シェア

G+1

224

tweet

[財務省関税局・税関の組織](#)[財務省関税局・税関の紹介](#)[関税中央分析所・税関研修所](#)[税関所在案内](#)[所管の法人に関する情報](#)[関税政策・税関行政](#)[所管法令等](#)[特殊関税](#)[審議会・研究会](#)[政策評価\(関税局・税関関連\)](#)[国際機関\(WTO・WCO\)](#)[地域協力\(APEC\)](#)[経済連携協定\(FTA/EPA\)](#)[税関相互支援協定\(CMAA\)](#)[税関手続き](#)[手続案内\[e-Gov\(イーガブ\)へ\]](#)[各種様式及び記載要領](#)[その他](#)[情報公開・個人情報保護](#)[パブリックコメント](#)[調達情報](#)[税関関係用語集](#)[よくある質問](#)[リンク](#)[お問合せ](#)

税関のPR活動

通関関係書類の電子化・ペーパーレス化への取組みについて

通関関係書類の電子化・ペーパーレス化に係る促進策の実施について

通関関係書類の電子化・ペーパーレス化に関して、新たに促進策を策定しました。

[通関関係書類の電子化・ペーパーレス化に係る促進策について\(お知らせ\)](#) [pdf;175kb] (H27.12.25掲載)

[通関関係書類の電子化・ペーパーレス化に係る利用促進策について\(お知らせ\)](#) [pdf;64kb] (H27.3.12掲載)

通関関係書類の電磁的記録による提出について(平成25年10月13日実施)

平成25年10月13日より、輸出入通関に際して、税関に提出する必要がある通関関係書類をPDF等の電磁的記録により提出することが可能となります。

通関関係書類については、これまで書面(紙)により提出することしかできませんでしたが、これにより、電磁的記録により提出することも可能となるため、書類の提出方法の選択肢が広がることとなります。

税関においては、輸出入申告された内容と電磁的記録により提出された通関関係書類により審査を行ったうえで、書面(紙)による確認が不要と判断した場合については許可することとしています。なお、提出された通関関係書類に原本性の確認が必要な書類や通関数量等の裏落しを必要とする書類等が含まれている場合については、輸出入の許可の日から3日以内に原本を書面により提出又は提示する必要があります。

また、関税法第70条に基づく他法令確認書類のうち一部の書類については、輸出入の審査の際に原本を書面により提出又は提示する必要があります。

この取扱いの詳細については「通関関係書類の電磁的記録による提出に係るQ&A」の項目番号50に記載しておりますのでご確認ください。

通関関係書類の電磁的記録による提出について(Q&A)

1. [通関関係書類の電磁的記録による提出に係るQ&A](#) [pdf;157kb] (H29.3.31更新) **更新【別添1】**

2. [【別紙】「輸出入の許可の日から3日以内に原本を書面により提出又は提示する必要があるもの」及び「輸出入の審査の際に原本を書面により提出又は提示する必要があるもの」の取扱いについて\(Q&A No.50関係\)](#) [pdf;193kb] (H27.1.15更新)

＜H28.1.1より実施＞

[【別紙】「輸出入の許可の日から3日以内に原本を書面により提出又は提示する必要があるもの」及び「輸出入の審査の際に原本を書面により提出又は提示する必要があるもの」の取扱いについて\(Q&A No.50関係\)](#) [pdf;227kb] (H27.12.25更新)

＜H28.7.27より実施＞

[【別紙】「輸出入の許可の日から3日以内に原本を書面により提出又は提示する必要があるもの」及び「輸出入の審査の際に原本を書面により提出又は提示する必要があるもの」の取扱いについて\(Q&A No.50関係\)](#) [pdf;154kb] (H28.6.28更新)

＜H28.11.1より実施＞

[【別紙】「輸出入の許可の日から3日以内に原本を書面により提出又は提示する必要があるもの」及び「輸出入の審査の際に原本を書面により提出又は提示する必要があるもの」の取扱いについて\(Q&A No.50関係\)](#) [pdf;145kb] (H28.11.1更新)

＜H29.4.1より実施＞

[【別紙】「輸出入の許可の日から3日以内に原本を書面により提出又は提示する必要があるもの」及び「輸出入の審査の際に原本を書面により提出又は提示する必要があるもの」の取扱いについて\(Q&A No.50関係\)](#) [pdf;234kb] (H29.3.31更新) **更新【別添2】**

◆通関関係書類の電磁的記録による提出に係るQ&A（黄色網掛け部分は追加・更新事項）

平成29年3月31日更新

No.	設問	回答
1	「通関関係書類の電子化又はPDF等による提出」とありますが、「電子化」と「PDF等の電磁的記録等による提出」とは異なるのでしょうか。	通関関係書類の「電子化」とは、電子情報(EDI)による通関関係書類の税関への提出を意味し、「PDF等による提出」とは、PDF等の電磁的記録による通関関係書類の税関への提出を意味しております。 具体的な例としては、前者はNACCSの電子インボイス業務(IVA業務)、後者はNACCSの申告添付登録業務(MSX業務)をイメージしていただければと思います。
2	「NACCSにおける貿易手続全般に係る国際物流プラットフォームとしての機能強化」とは何でしょうか。	NACCSにつきましては、輸出入関連業務のみならず、これに関連する民間業務もカバーしておりますので、既に「国際物流プラットフォーム」としての役割を担っております。今般の通関関係書類の電子化・ペーパーレス化に向けた取組みにおいては、民間の貿易取引における電子化も推進することとしておりますので、こうした民間のシステムとNACCSとの連携を図り、NACCSがカバーできる業務の範囲を広げることによって、NACCSにおける貿易手続全般に係る国際物流プラットフォームとしての機能の強化を目指しているものです。
3	「海上運送状」及び「保険料明細書」の電子化は、どの程度検討が進んでいるのでしょうか。	「海上運送状」の電子化については、平成24年3月に現行NACCSの船積確認事項登録業務(ACL業務)においてプログラム変更を行い、海上運送状に必要な情報の作成及び交換がNACCSで可能となっております。 「保険料明細書」の電子化については、平成29年10月の次期NACCS等の稼働時のタイミングを捉え、損害保険業務についてNACCSとの連携を図ることを検討しています。具体的には、個別保険に係るD/N(デビットノート)について、保険会社から荷主等への送付は、現在、書面(紙)で送付することが基本となっているところですが、これを電磁的記録(PDF)により電子的に送付することにより、税関への提出についても、NACCSを利用した電磁的記録による提出を可能とすることを検討しています。更に、損害保険会社に対して行う包括保険申請等発給手続について、電子的な申請を可能とするともに、現在、税関に対して書面(紙)で行っている包括保険申請手続についても、NACCSを用いて電子的な申請が可能となるよう検討しているところです。
4	平成29年度までの取組みに「他法令手続等の電子化の推進」とありますが、すべての他法令手続が電子化の対象となるのでしょうか。	他法令手続の電子化に関して、電子化されていない他法令手続の申請件数の状況等を見極めつつ、関係省庁と協議しながら電子化の推進を検討することとしてます。 現在のところ、医薬品医療機器等法関係手続について、所管省庁である厚生労働省と電子化に向けた協議を行っているところです。 また、他法令に基づく許可・承認書以外の原産地証明書や関税割当証明書についても、今後、電子化等に向けた検討を行うこととしております。
5	平成29年度以降は全てペーパーレス化され、書面による提出はできなくなるのでしょうか。	平成29年度の次期NACCS稼働時に向け、通関関係書類の電子化・ペーパーレス化を促進するための各種施策について、実施可能なものから順次実施していき、更なる電子化・ペーパーレス化を目指すこととしています。 なお、平成29年度以降、書面による提出を認めるかどうかについては、今後の電子化・ペーパーレス化の促進状況を見極めつつ、「通関手続に係る電子手続の原則化」と併せて検討することとしています。
6	平成29年の原則「電子化」までは、1申告単位で、申告添付登録業務(MSX)による電子データでの提出か書面による提出かを選択するということでしょうか。また、1申告ごとにどちらの方法で提出するかを税関に連絡する必要はあるのでしょうか。	1申告単位で、申告添付登録業務(MSX)による電磁的記録での提出、又は従来からの書面による提出のどちらかを選択いただければ結構です。また、税関にどちらの方法で提出するかを都度、連絡する必要はありません。 なお、業務の円滑な導入のため、各税関において予め電磁的記録での提出の開始時期、業務量等の予定をお聞きすることがありますので、その際はご協力方宜しくお願いします。
7	本年10月から実施を予定しているとのことですが、具体的にはいつの申告から申告添付登録業務(MSX)を利用することができるのでしょうか。	平成25年10月13日の申告分より申告添付登録業務(MSX)の利用を可能としております。
8	通関関係書類の電磁的記録による提出については、航空貨物及び海上貨物の両方を対象としているのでしょうか。	通関関係書類の電磁的記録による提出については、平成25年10月から航空貨物及び海上貨物の両方を対象として開始することとしております。
9	申告添付登録業務(MSX)を利用して提出した場合と書面(紙)により提出した場合で、審査の開始時間に違いがあるのでしょうか。	審査の開始時間に違いはありません。 現在と同様に原則、書類が提出された順番で審査を開始することとなります。
10	申告添付登録業務(MSX)を利用した場合、申告から許可までの時間は短縮されるのでしょうか。	申告添付登録業務(MSX)を利用した場合、書面(紙)により提出する際に各通関業者の事業所等から税関の窓口へ来署し提出していた時間が省略されますので、申告から許可の時間は短縮化されるものと考えています。
11	申告添付登録業務(MSX)や申告添付訂正業務(MSY01)は、輸出入申告(EDC/IDC)と同様に通関士しか送信できないのでしょうか。	申告添付登録業務(MSX)や申告添付訂正業務(MSY01)は、通関業法上、通関士による審査が義務付けられる書類の提出には当たりませんので、通関士以外の方が行うことも可能です。

No.	設問	回答
12	予備申告（輸入）もIDC業務なので申告添付登録業務（MSX）の対象となるのでしょうか。	予備申告（輸入）についても申告添付登録業務（MSX）を利用して通関関係書類を税関へ提出することが可能です。
13	添付書類に誤りがないか確認するために、申告添付登録業務（MSX）を利用し送信する前にファイルを開くことは可能でしょうか。	NACCSセンターが提供しているパッケージソフトを使用して申告添付登録業務（MSX）を行う場合には、同業務の入力画面左側の添付ファイル欄から確認したいファイルを選択していただき、メインメニューの「ファイル」から「添付」→「開く」をクリックしていただくことにより、送信前にファイルを開くことが可能です。
14	申告添付一覧照会業務（IMS）は、例えば利用者コード等でまとめて照会することは可能でしょうか。また、申告添付一覧照会業務（IMS）から、添付ファイルを確認することは可能でしょうか。	申告添付一覧照会業務（IMS）は、申告単位での照会となるため、利用者コード等でまとめて照会することは出来ません。
15	添付ファイルの真正性の観点から、Word又はExcelで作成されたファイルについて、意図的でなくともミスで上書きされる等、書き換えられる可能性を不安視しています。税関に提出された当該ファイルについて上書きできない仕組みになっているのでしょうか。	税関に提出されたファイルについて、税関側で訂正（上書き）、削除等は出来ない仕組みです。
16	申告添付登録業務（MSX）により税関に提出した書類をNACCSの業務により確認・取得することはできるのでしょうか。	NACCSの業務により申告添付登録業務（MSX）により税関に提出した書類を確認・取得することはできませんが、添付した書類の一覧を照会する業務（申告添付一覧業務（IMS））により、申告ごとに添付されたファイル一覧を照会することは可能です。 NACCSセンターが提供しているパッケージソフトを使用して申告添付登録業務（MSX）を行った場合には、同業務を送信した端末の送信済フォルダから確認することが可能です。 なお、送信済電文を長期間にわたり保存された場合、端末性能にもよりますがパッケージソフトの動きが悪くなる可能性がありますので、適宜、電文の別媒体への移動や削除をお願いします。
17	申告添付登録業務（MSX）は、輸出入申告後に行うとのことですが、システムの仕様上は可能である事項登録（EDA/IDA）後に行うてはいけないのでしょうか。また、事項登録後、輸出入申告前に行った場合は非違となるのでしょうか。	税関への書類提出が省略された区分1の申告については、輸出入者において保存していただくこととなりますので、書類の保存を適切に行うためにも、税関への書類の提出の要否が明らかとなる輸出入申告後の添付登録をお願いします。なお、事項登録後、輸出入申告前に申告添付登録業務（MSX）を行った場合であっても直ちに非違とすることはありません。
18	申告添付登録業務（MSX）を利用した場合に添付ファイルを誤った場合や、税関から追加で書類の提出を求められた結果、3MBを超えることとなり、改めて全ての書類を書面（紙）により提出することとなった場合は非違となるのでしょうか。	添付ファイルが誤ったことをもって直ちに非違とはしません。また、申告添付登録業務（MSX）の容量を超えることとなり、改めて全ての書類を書面（紙）により提出することとなった場合についても、非違とすることはありません。
19	輸出入申告の日から3日以内に申告添付登録業務（MSX）を行わなかった場合は、非違として扱われるのでしょうか。	現行の書面（紙）による提出と同様の取扱いとなっており、3日以内に書類の提出が行われなかったことをもって直ちに非違とはしませんが、書類が提出されなければ審査を開始することができませんので必ず3日以内に申告添付登録業務（MSX）を行ってください。 なお、簡易審査扱い（区分1）であって書類の提出が必要な場合は、輸出入の許可後、3日以内に申告添付登録業務（MSX）を行ってください。
20	申告添付登録業務（MSX）を利用して通関関係書類の登録を行った場合、書類の提出時期は何時の時点になるのでしょうか。	書類の提出時期については原則としてNACCSに登録された時となりますが、税関の開庁時間外において申告添付登録業務（MSX）を行った場合は、税関官署の翌開庁日の開始時間が税関へ書類を提出した時期となります。
21	税関の開庁時間外においても申告添付登録業務（MSX）を行うことは可能とのことですが、休日の場合でも同様に行えるのでしょうか。	休日においても、申告添付登録業務（MSX）を行うことは可能です。この場合、税関官署の翌開庁日の開始時間が税関へ書類を提出した時期となります。なお、夜間・休日等の税関の開庁時間外において輸出入の許可までを必要とする場合には、従前どおり、開庁時間外事務の執行を求める届出手続を行ってください。
22	申告添付登録業務（MSX）を利用して書類を提出した場合、税関側は書類の受領をどのように確認するのでしょうか。	申告添付登録業務（MSX）を利用して書類を提出した場合、添付番号が先に行った輸出入申告情報と紐付けされ、税関に通知されますので、この時点で税関側は書類を受領したことを確認することとなります。
23	税関へ添付番号通知がされた後、税関が当該通知を確認した旨（例えば電子メールの開封通知）は分かるのでしょうか。	電子メールの開封通知のような、税関が添付書類を確認したことを通知する機能はありません。

No.	設問	回答
24	申告添付登録業務(MSX)を行った後に、輸出入申告内容の変更を行った場合、申告添付登録業務(MSX)は再度行う必要があるのでしょうか。	申告添付登録業務(MSX)を行った後に、輸出入申告内容の変更を行った場合であっても、先に行った申告添付登録業務(MSX)は、新たな申告番号に紐付くこととなりますので、再度申告添付登録業務(MSX)を行っていただく必要はありません。ただし、輸出入申告内容の変更に伴い、通関関係書類の訂正等がある場合には、あらかじめ税関へ申し出たうえで、申告添付訂正業務(MSYO1)により訂正等を行っていただく必要がありますのでご注意ください。
25	当初の輸出申告において申告添付登録業務(MSX)を利用して許可を受けた場合について、輸出許可内容変更に係る申告添付登録業務(MSX)を行うことは可能でしょうか。	輸出の許可後において船積情報登録又は搭載完了登録の前であれば、輸出許可内容変更申請業務(EAC)実施後に、申告添付訂正業務(MSYO1)により行うことが可能です。ただし、当初申告において書面(紙)で通関関係書類を提出していた場合は、引き続き書面(紙)により提出してください。
26	輸出許可内容変更申請に伴い申告添付訂正業務(MSYO1)を行い、書類を追加した結果、添付ファイル容量が3MBを超えてしまった場合は、どのようにすればよいのでしょうか。	申告添付訂正業務(MSYO1)によることなく、輸出許可内容変更申請控及び輸出許可内容変更に係る書類を書面(紙)により提出してください。
27	輸出許可内容変更申請を行った場合、いつまでに輸出許可内容変更に係る書類を提出する必要があるのでしょうか。	輸出の許可内容変更申請を行った場合であって書類の提出が必要となる時は、当該申請の日から3日以内に申告添付登録業務(MSX)/申告添付訂正業務(MSYO1)により輸出許可内容変更に係る書類を提出する必要があります。ただし、当該申請の日から3日以内に船積情報登録又は搭載完了登録を行う場合は、その時まで申告添付登録業務(MSX)/申告添付訂正業務(MSYO1)を行ってください。なお、当初申告において書面(紙)により通関関係書類を提出していた場合は、引き続き書面(紙)により提出してください。
28	通関関係書類を税関に提出しない場合、輸出入者において書類の保存をすることができるとのことですが、PDF等の電子媒体(スキャナ等)で保存をすることは可能でしょうか。	現状においては、税関に提出しない通関関係書類をPDF等の電子媒体(スキャナ等)で保存する場合は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(電子帳簿保存法)に基づき、税関長の承認を受けたうえで、同法に規定された要件を満たした方法で保存する必要があります。電子帳簿保存法に規定された電子媒体の保存の要件は、電子帳簿保存法施行規則において具体的に規定されており、 ① スキャナの解像度が一定以上(8ドット・256階調以上)であること。 ② スキャナで読み取る際に電子署名及び電子スタンプを行うこと。 ③ 記録の訂正又は削除を行った場合、これらの事実及び内容を確認することができること。 ④ 記録事項の検索機能が確保されていること。 等といった要件を満たす必要があります。
29	通関関係書類を税関に提出しない場合であって、輸出入者が書類をPDF等の電磁的記録で保存するための要件について、今後見直す予定はあるのでしょうか。	平成25年10月以降の通関関係書類の電磁的記録による提出の実施状況を見つつ、見直しの可否について検討してまいります。
30	通関業法に基づく申告書等の保存は、PDF等により行ってもよいのでしょうか。また、その際は電子帳簿保存法の適用を受けるのでしょうか。	通関業法に基づく申告書等の保存は、PDF等の電磁的記録をフロッピーディスク等の磁気ディスクに保存することによって行うことが可能です。また、その際は、電子帳簿保存法の適用は受けません。
31	申告添付登録業務(MSX)における1ファイルの容量は最大500KB、合計で最大3MBということですが、今後、添付可能な容量の見直しはされるのでしょうか。	平成25年10月の運用開始時点では、システム負荷・ネットワーク負荷を考慮し、1ファイル当たりの容量を500KBまでとさせていただいておりましたが、その後の利用状況を踏まえ、平成27年3月17日より、1MBに添付ファイルの容量を増大いたしました。また、添付ファイルの合計容量を3MB以上に増大化することは、現行NACCSでは困難ですが、平成29年に更改する次期NACCSでは、添付可能な容量について増大化を図ることを検討することとしているため、その際に、見直しを検討したいと考えております。
32	申告添付登録業務(MSX)を行う際に、あとどの位ファイルを添付することができるのかといった残容量が表示されるのでしょうか。	申告添付登録業務(MSX)を行う際には、あとどの位ファイルを添付することができるのかといった残容量の表示はされませんが、添付可能な容量等を超えた場合は、利用者側へエラーメッセージが通知されます。また、添付した書類の一覧を照会する業務(申告添付一覧照会業務(IMS))により登録可能な残りの容量を確認することができます。また、申告添付訂正業務(MSYO1)を行う際にも、登録可能な残りの容量は表示されます。
33	申告添付登録業務(MSX)の添付ファイルサイズチェックは、システム上どのように行われるのでしょうか。	申告添付登録業務(MSX)実施時点のファイルサイズでチェックを実施しております。
34	申告添付訂正業務(MSYO1)を利用して誤った添付ファイルを削除した場合、削除したファイル分について、残りの登録可能ファイル数と容量から控除されるのでしょうか。	申告添付訂正業務(MSYO1)を利用して提出済みの添付ファイルを削除した場合でも、その削除分は残りの登録可能ファイル数と容量から控除されませんので留意願います。

No.	設問	回答
35	税関から追加で書類の提出を求められた結果、3MBを超えることとなった場合においても、登録済みのファイルを削除したうえで、全て書面（紙）により税関の窓口へ提出しなければならぬのでしょうか。	その通りです。 結果として、3MBを超えることとなった場合には、全ての登録済みのファイルを削除（申告添付訂正業務（MSY01）の提出区分を「A」に変更）したうえで、全ての通関関係書類について書面（紙）により税関の窓口へ提出をすることとなります。
36	添付容量が3MBを超える場合、一部の通関関係書類について添付ファイル登録業務（MSB）により提出することは可能ですか。	添付容量が3MBを超える場合には、全ての通関関係書類について、申告添付登録業務（MSX）によることなく、書面（紙）により提出していただくこととなり、添付ファイル登録業務（MSB）により提出することは出来ません。 なお、カタログ等輸出入申告の審査における参考資料については、添付ファイル登録業務（MSB）を利用して提出することも可能です。
37	申告添付登録業務（MSX）により通関関係書類を提出する場合で、カタログ等の原本保存を要しない参考資料を提出する時、添付ファイル登録業務（MSB）を利用して、当該参考資料を書面（紙）により提出することは可能でしょうか。	申告添付登録業務（MSX）を利用して通関関係書類を提出した場合であっても、カタログ等の原本保存を要しない参考資料については書面（紙）により提出することも可能です。
38	申告添付訂正業務（MSY01）を利用して訂正する書類を提出した結果、容量を超えることとなった場合、訂正後の書類を添付ファイル登録業務（MSB）を利用して提出してもよいでしょうか。	添付ファイル登録業務（MSB）により提出された書類はNACCSIにおいて原本保存がされませんので、容量を超えることとなった場合は、提出方法を窓口提出に切り替えた上で、全ての通関関係書類を書面（紙）により税関に提出してください。
39	添付ファイル登録業務（MSB）を利用して税関に提出した書類は、システムにより自動で輸出入申告情報と紐付けされるのでしょうか。また、MSB業務を利用して、カタログ等の原本保存を要しない参考資料を提出する場合、事前に税関へ連絡する必要はあるのでしょうか。	添付ファイル登録業務（MSB）は輸出入申告情報と紐付けがされませんので、送信する際には、通信欄及びファイル名にどの輸出入申告に係る書類であるか明確に特定できるよう申告番号等を付記してください。 また、MSB業務を利用する際には、事前に税関に電話等で連絡してください。なお、申告添付登録業務（MSX）又は申告添付訂正業務（MSY01）の通信欄にMSB業務を利用する旨を記載した場合は、税関への電話連絡等は原則として不要とします。詳しくは各通関官署へお問い合わせ下さい。
40	区分1で提出を要する「1Y」とされた申告の場合、いつまでに申告添付登録業務（MSX）を利用して書類を提出すればよいでしょうか。	輸出入の許可の日から3日以内に申告添付登録業務（MSX）により通関関係書類を提出してください。
41	航空貨物の輸出入申告に際して、申告添付登録業務（MSX）を利用して通関関係書類を提出した場合、「輸出入申告控」の提出を省略することとありますが、通関関係書類を書面（紙）で提出する場合には、引き続き「輸出入申告控」を提出する必要があるのでしょうか。	通関関係書類を書面（紙）で提出する場合には、従来どおり、輸出入申告控と書面（紙）による審査を行う必要があることから、引き続き「輸出入申告控」の提出をお願いします。
42	書類区分「全て：AL」や「その他：OT」で提出する場合に、紙で提出する場合と同じ順に並べた状態で提出することとありますが、具体的にはどのような順番でしょうか。	現在、書面（紙）で税関に提出する場合は、計算書、インボイス、パッキングリスト、船荷証券、保険料明細書、商品説明書等の順番で提出いただく慣習となっているところですが、電磁的記録により「全て：AL」として提出いただく場合も、可能な限り同様の順番での提出をお願いするものです。
43	申告添付登録業務（MSX）を利用する場合の提出パターンが例示されていますが、これによらない方法による提出は認められないのでしょうか。	資料に記載しているとおり、以下の4つのパターンを基本としておりますが、これによらない方法により提出したい方は、予め申告先税関官署にご相談ください。 ①書類区分ごとに分けてそれぞれ提出。この場合、書類区分ごとの複数ファイルにより提出される。 ②インボイス「IV」とその他の書類「OT」の2種類のファイルによる提出 ③船荷証券・航空運送状「BL」とその他の書類「OT」の2種類のファイルによる提出 ④全ての書類を1つのファイルにまとめて「AL」として提出
44	申告添付登録業務（MSX）を利用して複数のファイルを出す場合、それぞれのファイルは異なるファイル名で提出する必要がありますでしょうか。	複数のファイルを出す場合は、それぞれ異なるファイル名で提出をお願いします。ただし、申告後、許可前において申告添付訂正業務（MSY01）を利用し、添付登録済みのファイルを削除して新たなファイルを追加登録する場合は、削除したファイルと新たに登録するファイルが同じファイル名でも提出が可能です。
45	申告添付登録業務（MSX）を利用して提出する場合、書類区分を選択の上、提出することとありますが、例えばインボイスが500KBを超えるため複数枚に分ける必要が生じた場合、同一の書類区分で複数添付すること（例えば「IV」が5つ）は可能でしょうか。	同一の書類区分であっても、異なるファイル名であれば提出することを可能としております。その際には、書類の順番がわかるようなファイル名（例えば、IV1、IV2、IV3・・・）としてください。

No.	設問	回答
46	書類区分「全て:AL」の場合でも1ファイル1MBまでしか申告添付登録業務(MSX)は行えないのでしょうか。	その通りです。 1つのファイルにまとめた結果、容量が1MBを超える場合には、ファイルを書類区分毎に分割するか、書類区分「AL」を複数ファイルに分割して申告添付登録業務(MSX)を行うこととなります。
47	書類区分「全て:AL」や「その他:OT」の中にカタログや商品説明書等の原本保存を要しない参考資料を含めてもよいでしょうか。	カタログ等の参考資料であって原本保存を要しない書類についても、申告添付登録業務(MSX)を利用して提出することは可能ですが、添付容量に限りがありますので、その点ご注意ください。
48	訂正等を行う場合には、税関へ電話等によりあらかじめ申し出た後に実施することとありますが、情報伝達業務(MSA)により実施しても差し支えないでしょうか。	税関職員が確実に認知可能な方法により申し出ていただくことを想定しており、電話のほか、情報伝達業務(MSA)等による連絡についても可能です。
49	原本性の確認が必要な書類又は通関数量等の裏落としを必要とする書類について、申告添付登録業務(MSX)により提出された書類により審査を行い、書面(紙)による確認が不要と判断した場合は許可後に原本を提出・提示することになることとありますが、書面(紙)による確認が必要と判断した場合はどのような取り扱いになるのでしょうか。	書面(紙)による確認が必要と判断した場合には、税関から担当者へ連絡することになり、税関窓口へ提出・提示していただいた原本により審査を行ったうえで、輸出入の許可を行うこととします。
50	原本性の確認が必要な書類、通関数量等の裏落としを必要とする書類及び法令所管省庁から原本により他法令確認を行った上で許可することを要請された場合は、具体的にはどのような書類でしょうか。	別紙「輸出入の許可の日から3日以内に原本を書面により提出又は提示する必要があるもの」及び「輸出入の審査の際に原本を書面により提出又は提示する必要があるもの」の取扱いについてをご覧ください。
51	通関数量等の裏落としを必要とする書類を電磁的記録により提出する場合の具体的な取扱いはどうなるのでしょうか。	電磁的記録により提出する際には、申告番号や通関数量等を記載したうえで提出してください。また、輸出入の許可後3日以内に原本を税関に提示して、押印してもらってください。
52	電磁的記録により書類を提出した場合であって、原本性の確認が必要な書類又は通関数量等の裏落としを必要とする書類を税関に提出・提示する必要がある場合については、その書類のみを税関に提出・提示すればよいのでしょうか。また、区分1で提出を要する場合の取扱いも同じ取扱いでしょうか。	原本性の確認が必要な書類又は通関数量等の裏落としを必要とする書類以外で、申告添付登録業務(MSX)により提出された書類(仕入書や船荷証券等)は、NACCSにおいて原本保存されますので、それらの書類を改めて書面(紙)で提出する必要はなく、原本性の確認が必要な書類又は通関数量等の裏落としを必要とする書類のみを提出・提示してください。その際、どの輸出入申告に係る書類であるかを容易に判別できるよう原本に申告年月日や申告番号等を明記していただきますようお願いいたします。なお、輸出入申告控又は関係書類提出票の添付により明記に代えることも可能です。 また、区分1で提出を要する場合についても同様です。
53	原産地証明書の原本を輸出国から入手する前に輸入申告を行い、申告添付登録業務(MSX)により事前に入手した原産地証明書の写し(PDF等)を提出することは可能でしょうか。	原産地証明書は輸入申告の際に提出することとされていますので、現在と同様、原本を入手した後に輸入申告及び申告添付登録業務(MSX)を行ってください。
54	特恵・EPA税率適用の上申告を行い、特恵・EPA原産地証明書を電磁的記録により提出して許可を受けたが、誤廃棄等により原本を書面(紙)により税関に提出できなくなった場合、特恵・EPA税率を適用できるのでしょうか。	適用できません。 誤廃棄等のないように注意願います。

No.	設問	回答
55	申告添付登録業務(MSX)を利用して税関に提出した原産地証明書はNACCSにおいて原本保存されるのでしょうか。	電磁的記録により提出された原産地証明書は、「その他参考となる書類」としてNACCSにおいて原本保存されます。なお、許可後に書面(紙)により提出された原産地証明書については、税関は当該書類の原本として保存します。
56	原本性の確認が必要な書類又は通関数量等の裏落としを必要とする書類については、申告添付登録業務(MSX)により提出した場合であっても、改めて書面(紙)による提出が必要とのことですが、書面(紙)提出の要否に係る判断は申告毎に可能となるのでしょうか。	現行の仕様においては、書面(紙)での提出の要否が判別できる仕様となっておりますが、現在、どういった対応が適切か検討しているところです。
57	原則、白黒のファイルでの提出を可能としているとのことですが、カラーでの提出は認められないのでしょうか。	カラーのファイルで提出しても問題はありませんが、添付容量に限りがありますのでその点ご留意ください。
58	NACCSの貿易管理サブシステム(旧JETRAS)等、NACCSと統合又はインターフェースしているシステムを利用した他法令手続に関して、許可・承認書等の提出はどうなるのでしょうか。	NACCSと統合又はインターフェースしているシステムにより他法令確認を行うものについては、従来どおり許可・承認書等の提出は不要です。
59	税関において原本性の確認を必要としない他法令に基づく許可・承認書とは具体的に何でしょうか。	医薬品医療機器等法(一部を除く。)、植物防疫法、家畜伝染病予防法及び食品衛生法に基づく許可・承認書等については、写しによる他法令確認を可能とする予定としております。
60	動物検疫・植物防疫の手続が必要となる輸出申告について、検疫所等から相手国送付用の証明書原本と税関提出用の証明書の2部が交付されており、現状、税関提出用を税関に提出しているが、本年10月以降はどのように提出すればよいのでしょうか。	本年10月13日以降は輸出貨物に係る植物防疫法及び家畜伝染病予防法に基づく許可・承認書等についても、写しによる他法令確認を可能とする予定です。検疫所等から交付される相手国送付用又は税関提出用の証明書の写しを税関に提出してください。
61	申告添付登録業務(MSX)を利用して仕入書を提出する場合、線引きしたものを補足事項を書き込みしたものを送付しても構わないのでしょうか。	インボイスの品目数が多く、分類が多数となる場合は、通関審査の効率化の観点から、線引き等を行ったインボイスを添付していただきたいと考えていますので問題ありません。
62	「関税等の額が高額であること等により通関関係書類を会計検査院に提出する必要があるもの」について、具体的にどのような場合がこれに該当するのでしょうか。	会計検査院へ通関関係書類を提出する必要がある輸入申告は、 ① 有税品の場合で、関税率表1品目に対する関税額又は内国消費税額が300万円以上のもの(長崎税関、函館税関及び沖縄地区税関においては200万円以上のもの。) ② 関税率表1品目に対する関税額又は内国消費税額の減免税額が100万円以上のもの(なお、無条件免税や再輸出免税などは提出が不要)に該当した場合です。
63	通関関係書類を会計検査院へ提出する必要がある輸入申告についても、申告添付登録業務(MSX)を利用して添付書類等を提出してもよろしいでしょうか。	通関関係書類を会計検査院へ提出する必要がある輸入申告についても、申告添付登録業務(MSX)による提出を認めることとしますが、輸入の許可の日から3日以内に会計検査院提出用の書類(1部)を書面(紙)により提出していただく必要があります。
64	申告添付登録業務(MSX)を利用して提出が可能な減免戻し税関係書類は何でしょうか。	関税定率法又は関税暫定措置法の規定に基づく減免戻し税関係書類については、原則として申告添付登録業務(MSX)を利用して提出することが可能です。ただし、原本を書面により提出又は提示する必要がある減免戻し税関係書類については、輸出入審査の際又は輸出入の許可の日から3日以内に原本を書面により提出する必要があります(Q&A No.50参照)。また、分割輸入の場合の裏落とし、税関からの返付や交付行為が必要なものについては、MSXで提出した場合であっても、事後的に書面を税関に提出する必要があります。また、生地見本はMSXで提出することができないため、別途税関にご提出願います。
65	荷主等から受け取る通関関係書類のデータは、税関へ提出する必要のない書類も含まれており、税関への提出に係る仕分け(データの切り分け)が非常に困難となるため、税関へ提出する必要のない書類も一括して申告添付登録業務(MSX)により提出してもよろしいでしょうか。	輸出入申告に際して提出が必要な通関関係書類は、輸出入の許可の判断のために必要な書類を提出いただくこととなりますので、税関へ提出する必要のない書類についてはその提出を控えてください。

No.	設問	回答
66	輸出申告において申告添付登録業務(MSX)を行った後、申告先の部門や官署に変更があった場合、当該業務により提出した通関関係書類は変更後の部門に引き継がれるのでしょうか。	輸出申告において申告添付登録業務(MSX)を行った後、申告先の官署に変更があった場合は、これまでどおり、輸出申告変更(EDY)業務を利用して改めて変更後の官署に輸出申告を行うことによって、申告添付登録業務(MSX)により提出した通関関係書類は官署変更後の部門へ自動的に引き継がれることとなります。
67	申告添付登録業務(MSX)を行った後、申告先の部門に変更があった場合、当該業務により提出した通関関係書類は変更後の部門に引き継がれるのでしょうか。	申告先の部門に変更があった場合、申告添付登録業務(MSX)により提出した通関関係書類については、自動的に変更後の部門へ引き継がれます。
68	申告添付登録業務(MSX)を行った後、改装・仕分けを行うこととなり申告が2つに分割された場合、電磁的記録により提出した書類はどの申告に引き継がれるのでしょうか。	申告添付登録業務(MSX)により提出された書類は、当初の申告に引き継がれますので、申告添付訂正業務(MSY01)により提出済みの書類を訂正して下さい。なお、申告の分割に伴い新たに行う申告に係る通関関係書類については、新たに申告添付登録業務(MSX)又は書面(紙)により通関関係書類を提出していただくこととなります。
69	申告添付登録業務(MSX)を利用した場合、税関の担当者が分かるような仕組みとなっているのでしょうか。	システム上、税関の担当者が分かるような仕様とはなっておりませんので、担当者については個別にお問合わせください。
70	税関の窓口へ書面(紙)により書類を提出した場合は、税関へ赴いた際に、税関における審査の進捗状況が把握可能でしたが、申告添付登録業務(MSX)を利用した場合でも、審査の進捗状況の把握は可能となるのでしょうか。	システム上、審査の進捗状況が分かるような仕様とはなっておりませんので、審査の進捗状況については個別にお問い合わせください。
71	通関関係書類を電磁的記録又は書面のいずれかにより提出したかの区別について許可書に表示してもらえないのでしょうか。	現在のところ、通関関係書類を電磁的記録又は書面のいずれかにより提出したかの区別について許可書に表示させる予定はありません。
72	申告添付登録業務(MSX)を利用する場合、ファイルのウイルスチェックは税関側又は送信者側のどちらが行うのでしょうか。仮にウイルスに感染したファイルを送信してしまった場合、送信者側に責任があるのでしょうか。	NACCS利用者は、システム利用規程において、ウイルス対策等を施すこととされており、ウイルスに感染したファイルを送信した場合で送信者側に責がある時にはその責任を問われることとなります。そのため、申告添付登録業務(MSX)を行うにあたっては、ファイルのウイルスチェックを適切に行ってください。
73	輸出免税を受けるために必要となる輸出証明申請書を、申告添付登録業務(MSX)を利用して提出することができるのでしょうか。	酒税等の内国消費税の輸出免税を受けるために必要となる輸出証明書についても、申告添付登録業務(MSX)による提出することができますが、輸出の許可の日から3日以内に2通(原本・交付用)を書面により提出していただく必要があります。

平成 29 年 3 月 31 日に更新（平成 29 年 4 月 1 日より実施）
『通関関係書類の電磁的記録による提出に係る Q & A』 No. 50 関係

（別紙）

「輸出入の許可の日から 3 日以内に原本を書面により提出又は提示する必要があるもの」及び「輸出入の審査の際に原本を書面により提出又は提示する必要があるもの」の取扱いについて

1. 輸出入の許可の日から 3 日以内に原本を書面により提出又は提示する必要があるもの
ただし、下記 2. に掲げる審査時に原本を書面により確認する必要があるものを除く。
 - （1）関税法第 70 条の規定に基づく他法令確認書類のうち、別添に掲げる許可書又は承認書等
なお、許可書又は承認書等には、他法令において非該当又は特例扱い等であることを税関に証明するために提出する書類を含みます。
 - （2）関税定率法又は関税暫定措置法その他関税に関する法令の規定に基づき関税の軽減、免除又は払戻しを受けるため必要とされる書類のうち別紙に掲げるもの
 - （3）EPA 特惠税率、一般特惠税率又は協定税率の適用を受けようとする際に提出する原産地証明書（メキシコ、スイス、ペルー協定に基づき認定輸出者が行う原産地申告及びオーストラリア協定に基づく原産品申告書を除く）。
メキシコ、スイス、ペルー協定に基づき認定輸出者が行う原産地申告については、「G、B、C」が表示された場合であっても、原本を書面により提出又は提示する必要はなく、電磁的記録による提出が可能です。
 - （4）内国消費税の軽減又は免除を受けるため必要とされる書類のうち別紙に掲げるもの
 - （5）関税定率法第 9 条の 2 及び関税暫定措置法第 8 条の 6 に規定する関税割当制度を適用する際に提示する関税割当証明書
2. 輸出入の審査の際に原本を書面により提出又は提示する必要があるもの
 - （1）他法令関係書類
 - イ 輸出入関係
ワシントン条約に該当する貨物に係る税関への提出書類（輸出貿易管理令及び輸入貿易管理令に基づく許可書又は承認書等を含む）
 - ロ 輸出関係
輸出貿易管理令第 1 条に基づき経済産業大臣が発行した輸出許可証（包括的な許可を除く）
 - ハ 輸入関係
輸入貿易管理令第 3 条に基づく公表三の 8（通関時確認）に規定する書類（写しによる提出が認められているものを除く）
なお、写しによる提出が認められているものには、公表三の 8（8）の農薬取締法に係る書類を含みます。
輸入貿易管理令第 19 条に基づく政府機関の経済産業大臣への協議書
 - （2）減免戻し税関係書類

関税定率法基本通達 16-4 に規定する簡易通関依頼書等

3. 原本の提出又は提示に係る留意事項

原本の提出又は提示に際しては、どの輸出入申告に係る書類であるかを容易に判別できるように、申告年月日や申告番号等を付記するか申告控等を添付するようお願いします。

また、税関の審査において、審査担当職員が書面による確認が必要であると判断した場合は、原本の提出又は提示を求めることがあります。

1. 輸出他法令

法令名	原本を確認する許可書又は承認書等
輸出貿易管理令	<ul style="list-style-type: none"> ○令第1条第1項及び第2条第1項の規定により、経済産業大臣が、第2条第1項の規定に係る権限委任を受けた経済産業局長がそれぞれ発行した「輸出許可証」又は「輸出承認証」 ○令第11条の規定により経済産業大臣から権限委任を受けた税関長が発行した「輸出承認証」
外国為替令	<ul style="list-style-type: none"> ○令第6条第2項の規定により財務大臣又は経済産業大臣が発行した「許可証」 ○令第8条第2項の規定により財務大臣又はその事務委任を受けた税関長が発行した「輸出許可証」 ○令第17条第2項の規定により経済産業大臣が発行した「特定記録媒体等輸出等許可証」
文化財保護法	<ul style="list-style-type: none"> ○法第44条の規定により文化庁長官が発行した「輸出許可書」 ○文化庁文化財部美術学芸課長が発行した「古美術品輸出鑑査証明書」 ○法第82条の規定により文化庁長官が発行した「輸出許可書」 ○法第125条第1項の規定により文化庁長官が発行した「現状変更(輸出)許可書」
道路運送車両法	<ul style="list-style-type: none"> ○法第15条の2第2項の規定により国土交通大臣が交付した「輸出抹消仮登録証明書」 ○法第16条第6項の規定により国土交通大臣が交付した「輸出予定届出証明書」 ○法第69条の2第4項の規定により国土交通大臣が交付した「輸出予定届出証明書」

2. 輸入他法令

法令名	原本を確認する許可書又は承認書等
外国為替令	○令第8条第2項の規定に基づき財務大臣が交付した「支払手段等の輸入許可証」
輸入貿易管理令 【平成26年4月1日更新】	○令第4条第1項、第3項及び輸入貿易管理規則第2条第2項の規定により経済産業大臣又は税関長が交付した「輸入承認証」 ○令第3条第1項の規定による公表で定めた「確認書」等 ○「活のかんばち稚魚の養殖用の確認について」(24水漁第248号)に基づく「確認書」
銃砲刀剣類所持等取締法	○法第7条第1項の規定により都道府県公安委員会が交付した「銃砲所持許可証」等 ○法第7条第1項の規定により都道府県公安委員会が交付した「刀剣類所持許可証」 ○法第15条第1項の規定により都道府県教育委員会が交付した「銃砲刀剣類登録証」又は「登録可能証明書」
印紙等模造取締法	○法第1条第2項の規定により財務大臣が交付した「輸入許可書」
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 【平成29年4月1日更新】	○厚生労働省において医療用の用途に供するためのものであることの確認がなされた「輸入指定薬物用途誓約書」
主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律	○法第34条の規定により納付金を納付して米穀等を輸入する場合の「領収証書」 ○令第8条第4項に基づく変更の申出に係る納入告知書番号を記載した「米穀等輸入納付金決定通知書」及び「領収証書」 ○法第45条の規定により納付金を納付して麦等を輸入する場合の「領収証書」 ○令第8条第4項に基づく変更の申出に係る納入告知書番号を記載した「麦等輸入納付金決定通知書」及び「領収証書」
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	○法第22条第1項の規定による経済産業大臣の「許可書」
郵便切手類模造等取締法	○法第1条第2項の規定により総務大臣が交付した「郵便切手類模造許可書」
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	○法第25条に基づく特定外来生物の種類を証する外国の政府機関により発行された「証明書その他の主務省令で定める証明書」 ○特定外来生物及び法第21条に規定する未判定外来生物以外の生物の種類を証する外国の政府機関により発行された「証明書その他の主務省令で定める証明書」

3. 減免税手続(輸入)

法令名	原本を確認する許可書又は承認書等
関税定率法第14条 (無条件免税)	○関税定率法第14条第5号の適用を受ける場合における関税定率法基本通達14-7(2)に規定する委託書又は委託を証する書類 ○関税定率法第14条第9号の適用を受ける場合における関税定率法基本通達14-14(3)に規定する在外公館からの送還品である旨の証明書
関税定率法第20条の2 (軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等)	○関税定率法施行令第58条第2項に規定する農林水産大臣又は経済産業大臣の証明書
関税暫定措置法第9条 (軽減税率等の適用手続)	○関税暫定措置法施行令第4条第1項に規定する経済産業大臣の証明書

4. 減免税手続(内国消費税輸入)

法令名	原本を確認する許可書又は承認書等
酒税法	○酒税法施行令第35条第1項に規定する「未納税引取承認申請書」
たばこ税法	○たばこ税法施行令第5条第1項に規定する「未納税引取承認申請書」
揮発油税法	○揮発油税法施行令第6条第1項に規定する「未納税引取承認申請書」 ○揮発油税法施行令第10条の2第1項に規定する「揮発油税灯油免税引取承認申請書」 ○揮発油税法施行令第10条の6第1項に規定する「揮発油税航空機燃料用免税揮発油引取承認申請書」
石油ガス税法	○石油ガス税法施行令第10条第1項に規定する「特定用途免税引取承認申請書」
租税特別措置法	○租税特別措置法施行令第47条の10第1項に規定する「特定用途免税引取承認申請書」 ○租税特別措置法施行令第48条の4第1項に規定する「特定用途免税引取承認申請書」 ○租税特別措置法施行令第48条の6第1項に規定する「石油石炭税軽減引取承認申請書」及び経済産業大臣又は財務大臣の証明書 ○租税特別措置法施行令第48条の9第1項に規定する「石油石炭税免税引取承認申請書」 ○租税特別措置法施行令第48条の10第1項に規定する「石油石炭税免税引取承認申請書」及び経済産業大臣の証明書 ○租税特別措置法施行令第48条の11第1項に規定する「石油石炭税免税引取承認申請書」及び経済産業大臣の証明書

※各申請書については、輸入の許可の日から3日以内に原本を書面により2通(原本・交付用)提出する

平成29年4月6日

「お知らせ・ワシントン条約附属書表記の改定後におけるヒツジ関連貨物の輸出入について」の廃止について

第17回ワシントン条約締約国会合において同条約附属書の改定が決定され、平成29年1月2日に効力が発生しています。ヒツジ類 (*Ovis aries*) に関する同条約附属書の表記が改定されたことに伴う通関における当面の取扱いを平成29年2月1日付「お知らせ・ワシントン条約附属書表記の改定に伴うヒツジ関連貨物の輸出入について」にてお知らせしました。

その後のワシントン条約事務局や関係各国と協議を踏まえ、本年4月10日をもって当該お知らせは廃止致します。

このため、平成29年4月10日以降に輸出入申告が行われるヒツジ類 (*Ovis aries*) 及びその製品に係る通関手続きについては、上記2月1日付「お知らせ」で求められている輸出入申告の都度の確認書類の提出は不要となります。

今後においても飼育されたヒツジ（「*Ovis aries aries*」）及びこれを原料とした製品等は附属書Ⅱに係る規制の対象外ですが、野生のヒツジ及びこれを原料とした製品等で同条約附属書Ⅰ及び附属書Ⅱに該当する貨物については、従来どおり輸出入の規制の対象となります。

税関当局より当該貨物のワシントン条約該当の可否について問われた場合は、「飼育された個体由来であることがわかる書類」、または「学術名を記載した書類」を提示してください。これらの書類は輸出入者又は通関業者がインボイス等にその旨を付記したものでも差し支えありません。

（本件に係る照会先）

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室

電話 03-3501-1723、FAX 03-3501-0997